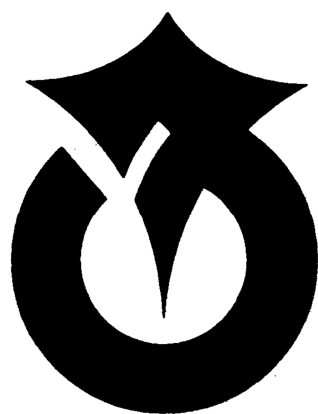


久御山町  
子どもの移動経路/通学路等の  
交通安全プログラム

～子どもの移動経路/通学路等の安全確保に関する取組の方針～



令和3年3月

久御山町通学路安全推進会議

## 1. プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童等が巻き込まれる事故が相次いで発生したことから、本町では、関係機関による通学路安全推進体制を組織して、学校等が抽出した危険個所の合同点検や点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握・検証、検証結果による対策の改善等を効果的に行うため「久御山町通学路交通安全プログラム」を策定し、交通安全対策の取組を進めてきました。

また、令和元年度には、未就学児が日常的に集団で移動する経路（以下「未就学児経路」という。）に関し、関係者が連携して緊急合同点検を実施し、各主体が必要な対策を実施してきました。

この度、通学路及び未就学児経路の安全確保に向けた取組を継続的に行うため、「久御山町通学路交通安全プログラム」を踏襲しつつ、プログラムに通学路だけでなく未就園児の日常的な集団移動経路等も対象に加えた、「久御山町 子どもの移動経路/通学路等の交通安全プログラム」に改訂いたしました。

今後は、「久御山町 子どもの移動経路/通学路等の交通安全プログラム」に基づき、通学路及び未就学児経路の安全確保に向けた取組を実施するため、関係機関が連携して、児童等が安全に通学できるよう継続的に通学路の安全確保に取り組みます。

## 2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」（以下「安全会議」という。）を設置しました。

- ・国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所
- ・京都府山城北土木事務所
- ・京都府宇治警察署
- ・久御山町教育委員会学校教育課
- ・久御山町事業建設部都市整備課
- ・久御山町事業建設部新市街地整備室
- ・久御山町総務部総務課
- ・久御山町民生部子育て支援課

（必要に応じて参画する者）

- ・久御山町交通安全対策協議会
- ・久御山町小中学校長
- ・久御山町PTA連絡協議会
- ・久御山町立小中学校運営協議会
- ・久御山町立こども園長
- ・久御山町立こども園PTA

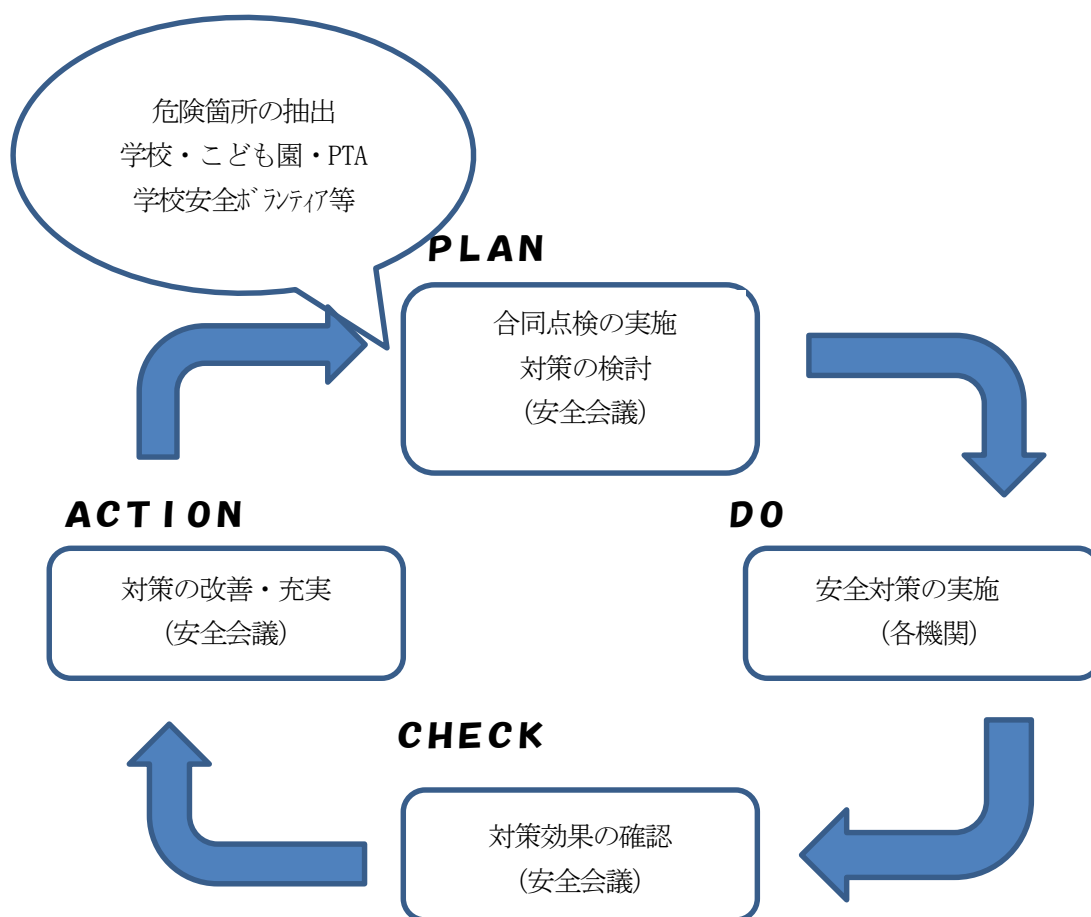
### 3. 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的に子どもの移動経路の安全を確保するため、今後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして実施し、子どもの移動経路の安全性の向上を図っていきます。

《子どもの移動経路安全確保のためのPDCAサイクル》



## (2) 合同点検の実施

久御山町子どもの移動経路/通学路等の交通安全プログラムでは、継続的な取組として、京都府宇治警察署をはじめ、学校、こども園、PTA、町教育委員会や道路管理者等の関係機関が連携し、対策必要箇所を抽出するほか、定期的に合同点検を行うとともに、必要に応じて現地調査を実施するものとします。

## (3) 対策の検討

対策必要箇所については、箇所ごとに歩道整備や看板設置のようなハード対策や交通規制、交通安全教育のようなソフト対策など、整備に要する期間を踏まえるなかで、各箇所に応じた具体的な対策を検討します。

## (4) 安全対策の実施

安全対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

## (5) 対策効果の把握

対策を行った箇所については、その効果を確認するため手法を検討し、対策効果の把握に努めるものとします。

## (6) 対策の改善・充実

対策実施後も効果確認等の結果を踏まえ、必要に応じ、対策内容の改善及び充実に努めるものとします。

# 4. 箇所図・一覧表の公表

通学路等の安全対策の内容等について各関係機関で認識を共有するため「対策箇所図」「対策箇所一覧」を作成し、公表するものとします。

なお、公表にあたっては、通学路等の経路が特定される恐れがあることから、関係機関との協議のうえ、その方法を検討することとします。

5. 取組の流れ（毎年継続して実施する）

